

平成 27 年 2 月 9 日

## 簡易合併公告

株主および債権者各位

東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号  
日新商事株式会社  
代表取締役社長 筒井 博昭

当社は、平成 27 年 1 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の 100%子会社である日新瓦斯株式会社（本店：東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

これにより、当社は日新瓦斯株式会社の権利義務を全て承継して存続し、日新瓦斯株式会社は解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は、日新瓦斯株式会社の全株式を所有していますので、本合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 本合併の効力発生日は平成 27 年 4 月 1 日です。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
3. 本合併に対し反対の株主は、会社法第 796 条第 4 項に基づき、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
4. 株式買取請求権を行使される株主は、会社法第 797 条第 1 項に基づき、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面により株式買取請求権を行使する旨および株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
5. 本合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

日新商事株式会社（吸収合併存続会社）：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

日新瓦斯株式会社（吸収合併消滅会社）：平成 27 年 2 月 4 日付官報（号外第 26 号）62 頁

以上